



社会権とは、20世紀的権利ともいわれるように、現代の人権として登場した権利である。
国家権力からの不当な干渉を排除するだけでなく、「人間らしい」生活の実現をめざしたもの。

(I) 生存権

第 25 条 国民の生存権

①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

Think 「健康で文化的な最低限度の生活」とはどんな生活だろうか？

仮に「生活保護」を受け取っている人が、以下のような生活を送ることは許されるか？

- ☒ 年に1回旅行 ☒ 習い事に通う ☒ カフェで仕事をする
☒ 漫画を購入する ☒ 週1で外食をする

※生活保護の財源は国民の税金です

1957年に^[1] という生存権に関する裁判が起きた。当時の生活保護制度が最低限の生活を保障できるのかという点が争点となった裁判だが、いざ聞かれるとどの程度の生活かを定義するのは難しい。では、当時実際に考えられていた「健康で文化的な最低限の生活」はどんな生活だろう？

Think 「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な日用品を想像しよう

予
想

・パンツ () 枚
・肌 着 () 枚
・タオル () 枚

正
解

・パンツ () 枚
・肌 着 () 枚
・タオル () 枚



朝日訴訟 (1967最高裁)

生存権

内 容

肺結核で入院していた朝日茂さんが、月600円の生活保護で生活していたが、最低限度の生活を送るにも不十分であり、憲法25条に違反するとして、国に対し訴訟を起こした。

構 図

原

生存権の侵害だ

VS

被

最低限の生活はできる

実兄からの仕送りを貰えば扶助が打ち切られ、このルールの下では最低限度の生活はできない

日用品の費用から算出されたのが月600円という数字である。

判 決

訴訟
終了

朝日さんが死亡し
訴訟は終了となる

憲法25条の規定は、国の指針を宣言したものに過ぎず、具体的な権利を明記したわけではない。生活保護の基準は、裁判所で判断できないため、行政権の裁量に任せるとした。



1 肺結核で入院
生活保護を受給
朝日茂さん



2 実兄が仕送り
少しは生活が
楽になるかな？



3 仕送りあるなら
生活保護は打ち切り！
また生活は逆戻り…



4 国の対応は
おかしいぞ！
そのお金で最低限の生活は無理！

■生存権の考え方

〔²〕…憲法 25 条で保障している生存権は、国民が最低限度の生活を営めるように
行政の方向性を示したに過ぎず、国民に直接具体的な権利を与えたわけではないとする判断。
⇒司法では判断できないため、具体的な施策は行政や立法に任せるものとした。



〔³〕…生存権は、政府に対して立法などの施策を求めるための国民の権利を定めたものであるという考え方。→ 裁判所に直接救済を求めることもできる！

■生存権のその他の判例 … 〔⁴〕 (1982 最高裁判決)、加藤訴訟(1992 秋田地裁判決)

(Ⅱ) その他の社会権

■教育を受ける権利

「すべて国民は、…、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」(第 26 条 1 項)

「〔⁵〕はこれを〔⁶〕とする」(第 26 条 2 項)

これらの憲法の理念を教育現場で生かすために制定 ⇒ 1947 〔⁷〕 (2006 改正)

■労働基本権

・ 〔⁸〕 (第 27 条)：国が勤労の機会を保障 (例) ハローワークの設置

・ 〔⁹〕 (第 28 条)

- 〔¹⁰〕：労働組合を結成する権利
- 〔¹¹〕：労働組合を通して使用者と交渉する権利
- 〔¹²〕 (争議権)：団体交渉に失敗した場合、争議行為を行う権利

(Ⅲ) 参政権・請求権・国民の義務

■参政権 = 国民が選挙を通じて、政治に参加する権利

★日本における 3 つの直接民主制制度

- ①最高裁判所裁判官の〔¹³〕
- ②1 つの地方公共団体に適用される特別法の〔¹⁴〕
- ③憲法改正の際の〔¹⁵〕



右の投票用紙が実際のもの。やめさせたい人に×をつけて、過半数を上回れば罷免という形なので、この投票で裁判官が辞めさせられる可能性は低く、実際に辞めさせられた裁判官は一人もいない。

■請求権 = 人権を確立できるよう、国民が国家に対して働きかける権利

- 〔¹⁶〕 (第 17 条) 公務員の不法行為によって損害を受けた場合に、補償を請求
- 〔¹⁷〕 (第 40 条)：拘禁された者が裁判で無罪となった場合に受けられる補償
- ・ 国会や地方議会に請願する権利 (請願権) (第 16 条) ・ 裁判を受ける権利 (第 32 条)

■憲法で規定される国民の義務

- ①〔 〕の義務(30 条) ②子どもに〔 〕を受けさせる義務(26 条 2 項)
- ③〔 〕の義務(27 条 1 項)



社会権とは、20世紀的権利ともいわれるように、現代の人権として登場した権利である。
国家権力からの不当な干渉を排除するだけでなく、「人間らしい」生活の実現をめざしたもの。

(I) 生存権

第 25 条 国民の生存権

①すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活**を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

Think 「健康で文化的な最低限度の生活」とはどんな生活だろうか？

仮に「生活保護」を受け取っている人が、以下のような生活を送ることは許されるか？

☒ 年に1回旅行 ☒ 習い事に通う ☒ カフェで仕事をする

☒ 漫画を購入する ☒ 週1で外食をする

※生活保護の財源は国民の税金です

1957年に〔¹ **朝日訴訟**〕という生存権に関する裁判が起きた。当時の生活保護制度が最低限の生活を保障できるのかという点が争点となった裁判だが、いざ聞かれるとどの程度の生活かを定義するのは難しい。では、当時実際に考えられていた「健康で文化的な最低限の生活」はどんな生活だろう？

Think 「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な日用品を想像しよう

予想

・パンツ () 枚
・肌着 () 枚
・タオル () 枚

正解

・パンツ (**1**) 枚
・肌着 (**0.5**) 枚
・タオル (**2**) 枚



朝日訴訟（1967最高裁）

生存権

内 容

肺結核で入院していた朝日茂さんが、月600円の生活保護で生活していたが、最低限度の生活を送るにも不十分であり、憲法25条に違反するとして、国に対し訴訟を起こした。

構 図

原

生存権の侵害だ

VS

被

最低限の生活はできる

実兄からの仕送りを貰えば扶助が打ち切られ、
このルールの下では最低限度の生活はできない

日用品の費用から算出されたのが
月600円という数字である。

判 決

訴訟
終了

朝日さんが死亡し
訴訟は終了となる

憲法25条の規定は、国の指針を宣言したものに過ぎず、
具体的な権利を明記したわけではない。生活保護の基準は、
裁判所で判断できないため、行政権の裁量に任せるとした。



1 肺結核で入院
生活保護を受給
朝日茂さん



2 実兄が仕送り
少しは生活が
楽になるかな？



3 仕送りあるなら
生活保護は打ち切り！
また生活は逆戻り…



4 国の対応は
おかしいぞ！
そのお金で最低限の生活は無理！

■生存権の考え方

〔² **プログラム規定説**〕…憲法 25 条で保障している生存権は、国民が最低限度の生活を営めるように行政の方向性を示したに過ぎず、国民に直接具体的な権利を与えたわけではないとする判断。
⇒司法では判断できないため、具体的な施策は行政や立法に任せるものとした。



〔³ **法的権利説**〕…生存権は、政府に対して立法などの施策を求めるための国民の権利を定めたものであるという考え方。→ 裁判所に直接救済を求めることもできる！

■生存権のその他の判例 … 〔⁴ **堀木訴訟**〕(1982 最高裁判決)、**加藤訴訟**(1992 秋田地裁判決)

(Ⅱ) その他の社会権

■教育を受ける権利

「すべて国民は、…、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」(第 26 条 1 項)

〔⁵ **義務教育**〕はこれを〔⁶ **無償**〕とする」(第 26 条 2 項)

これらの憲法の理念を教育現場で生かすために制定 ⇒ 1947 〔⁷ **教育基本法**〕(2006 改正)

■労働基本権

・〔⁸ **勤労権(勤労の権利)**〕(第 27 条)：国が勤労の機会を保障 (例) ハローワークの設置

・〔⁹ **労働三権**〕(第 28 条)

- ・〔¹⁰ **団結権**〕：労働組合を結成する権利
- ・〔¹¹ **団体交渉権**〕：労働組合を通して使用者と交渉する権利
- ・〔¹² **団体行動権**〕(争議権)：団体交渉に失敗した場合、争議行為を行う権利

(Ⅲ) 参政権・請求権・国民の義務

■参政権 = 国民が選挙を通じて、政治に参加する権利

★日本における 3 つの直接民主制制度

- ①最高裁判所裁判官の〔¹³ **国民審査**〕
- ②1 つの地方公共団体に適用される特別法の〔¹⁴ **住民投票**〕
- ③憲法改正の際の〔¹⁵ **国民投票**〕



右の投票用紙が実際のもの。やめさせたい人に×をつけて、過半数を上回れば罷免という形なので、この投票で裁判官が辞めさせられる可能性は低く、実際に辞めさせられた裁判官は一人もいない。

■請求権 = 人権を確立できるよう、国民が国家に対して働きかける権利

- ・〔¹⁶ **損害(国家)賠償請求権**〕(第 17 条) 公務員の不法行為によって損害を受けた場合に、補償を請求
- ・〔¹⁷ **刑事補償請求権**〕(第 40 条)：拘禁された者が裁判で無罪となった場合に受けられる補償
- ・国会や地方議会に請願する権利 (**請願権**) (第 16 条) ・**裁判を受ける権利** (第 32 条)

■憲法で規定される国民の義務

- ①〔**納税**〕の義務(30 条)
- ②子どもに〔**普通教育**〕を受けさせる義務(26 条 2 項)
- ③〔**勤労**〕の義務(27 条 1 項)